議第15号

令和５年度滋賀県工業用水道事業会計予算

（総　則）

第１条　令和５年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所　　58事業所

(2) 年 間 総 給 水 量　　18,858,882立方メートル

(3) 1日平均給水量　　51,527立方メートル

(4) 主要な建設改良事業

彦根工業用水道事業……更新工事

南部工業用水道事業……更新工事

（収益的収入および支出）

第３条　収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

款	項	金　　額
1　工業用水道事業収益		千円 1,169,200
	1　営　業　収　益	1,055,105
	2　営　業　外　収　益	114,095

支　　出

款	項	金　　額
1　工業用水道事業費用		千円 1,105,200
	1　営　業　費　用	1,088,333
	2　営　業　外　費　用	16,867

（資本的収入および支出）

第４条　資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,116,900千円は、減債積立金20,960千円、建設改良積立金 125,764千円、過年度分損益勘定留保資金 922,291千円ならびに消費税および

地方消費税資本的収支調整額47,885千円で補塡するものとする。）

収　　入

款	項	金　額
1　資　本　的　収　入		千円 144,100
	1　補　助　金	10,600
	2　諸　収　入	133,500

支　　出

款	項	金　額
1　資　本　的　支　出		千円 1,261,000
	1　建　設　改　良　費	720,220
	2　企　業　債　償　還　金	20,960
	3　固　定　資　産　購　入　費	535
	4　投　資	519,285

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事　項	期　間	限　度　額
彦根工業用水道改良事業 （多賀敏満寺ライン管路更新その２工事）	令　和　6　年　度	31,000千円
南部工業用水道改良事業 （低区配水系管路更新工事現場技術業務）	令　和　6　年　度	6,000千円
管　路　点　検　業　務	令　和　6　年　度	10,906千円
水　道　施　設　点　検　業　務	令　和　6　年　度	3,763千円

事　　項	期　　間	限　度　額
汚泥収集運搬・リサイクル処分業務	令和6年度	2,228千円
水道用薬品調達業務	令和6年度	8,730千円

（一時借入金）

第6条　一時借入金の限度額は、 500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第7条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費　141,534千円

(2) 交際費　25千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条　たな卸資産の購入限度額は、 989千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事　三日月　大　造